

東北町長 様

申込者 現住所 東北町上北南四丁目32番地484
 氏名 東北太郎
 電話番号 (自宅) 0176-56-3111
 (勤務先) 0176-56-2111

町営住宅入居申込書 (上北地区・東北地区)

東北町営住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。

この申込書に記載した事項は事実に相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居予定者が暴力団員であるときは、入居の許可を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居予定者が暴力団員であるかどうかについて、町長が警察に照会することに同意します。

1 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名及び収入等の状況

※住民票及び所得証明書提出の場合、記入する必要はありません。

	氏名	個人番号	生年月日	年齢	続柄	職業	勤務先又は 学校名	所得の種類別			年間所得金額 (円)	備考
								給与	事業	その他		
申込者 及び同居 予定者	東北太郎		●年●月●日	●歳	本人	会社員	●●商事	○			●●●●円	
	東北花子		●年●月●日	●歳	妻	無職						
	東北一郎		●年●月●日	●歳	子	小学生	●●小学校					
別居す る扶養 親族												

2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ

高齢者世帯		障害者等を含む世帯	ア・イ・ウ・エ	子育て世帯	○
-------	--	-----------	---------	-------	---

(注) 裏面3を必ず記入すること。 申込書の提出にあたっては、裏面の注意事項をよく読むこと。

3 住宅の困窮事情

区 分	具 体 的 内 容	証 明 欄
1	住宅以外の建物又は場所に居住している。	左記について相違ありません。 民生委員 印
2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。	左記について相違ありません。 民生委員 印
3	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。	
4	住宅がないため親族と同居できない。	
5	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	
6	正当な理由による立ち退きの要求を受け適当な立ち退き先がない。(自己の責による場合を除く。)	左記について相違ありません。 家 主 印
7	遠距離通勤している。	交通手段 片道所要時間 時間 分 左記について相違ありません。 勤務先の長 印
8	収入に比して著しく過大な家賃の支払をしている。	左記について相違ありません。 家 主 小川原 湖太郎 印 小川原 現在の家賃 ●●●円
9	住宅がないため、婚約中であるが結婚できない。	左記について相違ありません。 媒酌人 印
10	その他	

《注意事項》

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) ① 1月から5月までの申込みの場合は、前前年の所得証明書(市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(源泉徴収票の写し等)
 - ② 6月から12月までの申込みの場合は、前年の所得証明書
 - ③ 収入を算定するための控除対象配偶者等に関する事項を明らかにする書類(源泉徴収票の写し等)
- 2 記入上の注意
 - (1) 「1申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに収入等の状況」について、
 - ① 「所得の種類」欄には、給与所得又は事業所得を有する者にあつては該当する欄に○印を、その他の所得を有する者にあつては「その他」欄にその種別を記入すること。
 - ② 「年間所得金額」欄には、次により記入すること。
 - ア 1月から5月までの申込みの場合
次に掲げる額を合計した金額を記入すること。
 - a 給与所得については、前前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額の欄に記載されている金額
 - b 給与所得以外の所得については、前年の収入金額から必要経費を控除した額
 - イ 6月から12月までの申込みの場合
前年の所得証明書の合計所得の欄に記載されている金額を記入すること。
 - ③ 申込者又は同居予定者が障害者(特別障害者)若しくは寡婦(寡夫)である場合、又は別居する扶養親族が障害者(特別障害者)である場合は、その旨を「備考」欄に記入すること。
 - (2) 「2高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ」について、
 - ① 申込者が60歳以上の者で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合は、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。
(ただし、経過措置として平成27年3月31日の時点で59歳以上の人、かつ、同居者のいずれもが同日以前に生まれた者は高齢者として取り扱う。)
 - ② 申込者又は同居予定者が次のいずれかに該当する場合は、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。
 - ア 身体障害者で、障害の程度が1級から4級までのもの
 - イ 精神障害者で、障害の程度が1級又は2級のもの
 - ウ 知的障害者で、障害の程度が精神障害の1級又は2級に相当するもの
 - エ 戦傷病者、被爆者又は引揚者
 - ③ 同居予定者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること
 - (3) 「3住宅の困窮事情」について、
該当区分欄に具体的に困窮内容を記入し、必要な場合は関係人から証明してもらうこと。